（略）		
第五十二条の七の三第二項	事業者	労働者派遣法第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者

2　その事業場に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関し労働安全衛生規則の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働安全衛生規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第十四条第三項	（略）	（略）
第十四条の四第一項	第十四条第一項各号に掲げる事項	第十四条第一項各号に掲げる事項（派遣中の労働者に関しては、労働者派遣法施行規則第四十条第二項各号に掲げる事項）
第十四条の四第二項	第十四条第一項各号に掲げる事項	第十四条第一項各号に掲げる事項（派遣中の労働者に関しては、労働者派遣法施行規則第四十条第二項各号に掲げる事項）
	労働者	労働者（派遣中の労働者を含む。）
（削る）		
第十五条の二第二項	（略）	（略）
第十五条の二第三項	法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報	法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報（派遣中の労働者に関しては、労働者派遣法施行規則第四十条第二項各号に掲げる事項に関するもの）
読替えに係る労働安全衛生規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第五十二条の二十一	（略）	（略）

3　前二項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）		
（新設）		
（略）		
第十四条第三項	（略）	（略）
（新設）		
（新設）		
第十五条第二項	前条第一項に規定する事項	前条第一項に規定する事項（派遣中の労働者に関しては、労働者派遣法施行規則第四十条第二項各号に掲げる事項）
（新設）		
第十五条の二第二項	（略）	（略）

2　その事業場に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関し労働安全衛生規則の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働安全衛生規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第十四条第三項	（略）	（略）
（新設）		
（新設）		
第十五条第二項	前条第一項に規定する事項	前条第一項に規定する事項（派遣中の労働者に関しては、労働者派遣法施行規則第四十条第二項各号に掲げる事項）
（新設）		
第十五条の二第二項	（略）	（略）

3　前二項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働安全衛生規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第五十二条の二十一	（略）	（略）